

岐阜市教委学指第760号
令和3年9月10日

各小中学校長 様
岐阜特別支援学校長 様
岐阜商業高等学校長 様

岐阜市教育委員会
学校指導課長

9月13日以降の学校運営について（通知）

このことについて、岐阜県教育委員会教育長より通知がありました。
岐阜県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、別添「9月13日以降の学校運営について」に基づき、9月13日（月）以降の各学校における感染防止対策を徹底願います。
また、文部科学省、スポーツ庁からの事務連絡を併せて送付します。

記

- 送付文書
 - ・（別添）9月13日以降の学校運営について
 - ・（事務連絡）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について
 - ・（事務連絡）中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大予防ガイドラインの策定及び生徒の成果発表の機会の確保等に係る取組について（依頼）



担当者	岐阜市教育委員会 学校指導課 山内 茂樹
住所	〒500-8701 岐阜市司町40番地1
TEL	058-265-4141 (内線3837)
Eメール	yamauchi-s@city.gifu.gifu.jp

9月13日以降の学校運営について

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている状況であるが、対面授業再開のため、「学校にウイルスを持ち込ませない・拡がらせない」対策の更なる徹底が必要である。

また、「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」等の適用期間内外においても、継続した感染防止対策が求められている。

- ・ **飛沫感染と接触感染が主な感染経路**

- ※ 大半は飛沫感染、一部接触感染により拡がる

- ・ **飛沫感染予防 = マスク着用・部屋の換気**

- ※ マスク着用によりウイルスを含んだ「飛沫」の発生を防ぐ

- ※ 感染しても無症状で経過する人が3分の1以上存在するため、誰もが自分自身に症状がなくてもマスクがなければ感染力がある「飛沫」を出し他者に感染させる可能性があるという認識をもつことが必要

- マスク着用の意義

- ※ 飛沫に加え、より小さな「エアロゾル」による感染伝搬を防ぐため、部屋の換気を適切に行う

- ・ **接触感染予防 = 手指衛生（流水と石鹸での手洗い・アルコールによる手指消毒）**

- ※ 環境消毒より手指衛生でウイルスの体内侵入を防ぐことが可能

- ・ クラスターなど感染が拡大した主要な感染経路は「飛沫感染」

- ※ 飲食を伴った会話での感染がほとんどである

- ・ **3密（密閉、密集、密接）の環境（1密でも危険） + マスクを着用していない = 感染リスクが最も高い状況**

- ・ 症状が出た人は症状が出る前2日から他者への感染性あり

- ・ 感染力の強いデルタ株でも、マスクの着用、距離の確保、手指消毒等の感染防止対策を徹底すれば、基本的に感染しない

＜9月13日以降の対応について＞

■ 小中学校等及び特別支援学校

- ・ 引き続き、地域における感染状況や児童生徒の発達段階に応じた適切な学習となるよう、実情に応じて対応すること。

■ 高等学校

【高校1、2年生】

- ・ オンラインによる学習支援を継続すること。（オンライン学習支援が長期になるため、その内容、時間割の見直しに取り組むこと。）
- ※ 対面授業については、感染状況を注視しつつ再開を検討（別途連絡予定）

【高校3年生】

- ・ 密を回避しつつ、感染防止対策を徹底して対面授業を再開すること。
- ・ 各学校で密を回避する工夫等をして、正規の時間割による授業もしくは学校の実情に応じた特別時間割による対面授業を再開すること。
- ・ 登校に不安のある生徒には、オンラインによる学習支援を継続すること。
- ・ 学校外での行動について、指導を徹底すること。

- 対面授業再開後は、「学校にウイルスを持ち込ませない・拡がらせない」対策の更なる徹底が必要である。学校として留意すべきことは、学校関係者（児童生徒・教職員）の感染が判明した際に、いかに他の児童生徒や教職員への影響を少なくするかである。特に、濃厚接触者に特定された場合、PCR検査で「陰性」となっても、その後2週間程度の自宅待機が必要となり、授業や部活動、各種試験等の機会を失ってしまう。

そのため、これまでの事例や文部科学省通知に基づき、学校関係者の感染が判明した際に、他者への影響に関する考え方を再確認し、感染防止対策に生かしてほしい。

文部科学省通知（令和3年8月27日付）「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」一部参照

○ 学校関係者の感染が判明した場合

(1) 感染者の発症日2日前までの行動を確認

- ・ 感染者が有症状の場合は、症状が出た日（※）の2日前
- ・ 感染者が無症状の場合は、検査日の2日前

(※) 発熱だけでなく、頭痛や咽頭痛、倦怠感が最初に出た日を確認

例) 「実は、前日の夜に喉が痛かった」 → 発症日は前日

(2) 上記2日間の行動から濃厚接触者や接触者の候補を特定

- ・ **濃厚接触者** → 原則、PCR検査を受検
結果が「陰性」→ **2週間程度自宅待機**
(保健所の指示による)
- ・ **接触者** → 原則、PCR検査を受検
結果が「陰性」→ **原則通常の活動に復帰**
(保健所の指示による)

① 濃厚接触者の候補

- ・ 感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つば等)に直接接触した可能性の高い者(昼食時間、休憩時間、登下校時が要注意)
※ 昼食を一緒に食べる(マスクを外して近距離で接触)
※ 1m以内の距離で互いにマスクなしで会話
(時間の長さは問わない)
- ・ 手で触れることの出来る距離(目安1m)で、必要な感染予防策なし(注)で、感染者と接触があった者
(注) 必要な感染予防策は、マスクの着用のみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認
- ・ 感染者と長時間の接触があった者(友人宅に宿泊 等)

② 接触者の候補

- ・ 感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等(同じ学級の児童生徒等)
- ・ 大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等(同じ部活動に所属する生徒等)

(3) 保健所及び教育委員会との情報共有

濃厚接触者や接触者の特定は最終的には、保健所が行うこととなっているが、保健所がひっ迫している状況においては、学校において、濃厚接触者やその他検査対象者の候補者リストを作成する旨を令和3年8月27日付の文部科学省通知は要請している。

学校は、(1)(2)によりこれを行うが、自宅待機とする児童生徒や教職員の決定については、これまで通り、教育委員会(設置者)と協議して決定すること。

○ 学校運営における対応を以下のとおりとする。

■ 適応期間：感染状況の変化等により、新たに通知するまでの期間

※ 波線部は今回変更箇所

児童生徒・教職員への丁寧なメンタルケアとハラスメント防止の徹底 **新規**

○ 新型コロナウイルス感染症の感染者や新型コロナワクチン接種に関してなど、これまで以上に人権意識を高め、感染者等へのメンタルケア及び児童生徒・教職員等に対するハラスメント防止を徹底すること。

- ・ 陽性となった児童生徒や教職員は様々な感情を持っている可能性があることに配慮し、丁寧なメンタルケアを優先すること。
- ・ 陽性に至る過程において、仮に不適切な行動（友人宅で泊まっていた／大学時代の友人と飲み歩いていた等）があった場合にも、まずは、丁寧なメンタルケアを優先し、指導すべきことがあったとしても、落ち着いてから行うこと。
- ・ 新型コロナワクチンの効果・副反応などの理解を深め、接種を進める必要があるが、接種はあくまでも本人・家族の希望に基づいて行われるものであり、児童生徒や教職員等に対して、決して強制とならないよう十分留意すること。
- ・ コロナに対する恐怖心、誤解や偏見等により、接種を希望しない児童生徒や教職員等に対する同調圧力や差別等のハラスメントにつながる行為は決して起こらないよう徹底すること。

1 各学校での感染防止対策の徹底

(1) 「ぎふコロナガード」による実施状況の確認 **一部変更**

- これまでの学校における感染防止対策を隙なく実施し、各学校で選任・設置されているコロナガードは、実施状況（健康チェック、感染予防策（マスク・手指衛生・換気）実施状況の確認など）の確認・対策を徹底すること。
- 児童生徒が、感染防止対策の重要性を感じることができるような環境を整えること。

【特に重点的に取り組むべきこと】

- ・ 当分の間、喫食時には、教職員が必ず教室に在室し、児童生徒の感染防止対策に関する指導を徹底すること。
- ・ 手指衛生のためのアルコール手指消毒液については、児童生徒及び教職員が利用する全ての教室等の入り口に置くとともに、その利用状況についても定期的に

確認すること。また、設置場所の壁などに使用を促す掲示物などを貼付すること。

- ・ 雑巾やタオル、固形石鹸など他者と共有するものは全て撤去し、使い捨てのペーパータオルを設置すること。
- ・ 教室、体育館等における正しい換気の方法を児童生徒及び教職員に再徹底すること。(30分に1回以上・数分間程度・窓を全開、2方向の窓を同時に開放、サーキュレーターは外向きに設置し、扇風機代わりとして使用しないこと、エアコンの空気の吹き出し方向を上向きとして風が直接人に当たらないようにすること、教室内に固定してある扇風機を利用する場合も、人の方向に向けないこと(風上の人が感染者であったとした場合、ウイルスが風下に拡がってしまうことを防ぐためである))
- ・ 感染防止対策の必要性を伝える掲示物等について、積極的に整備すること。

(2) 校内でのマスク着用の徹底 **一部変更**

- 学校内における感染防止の観点から、特定の場合以外、校内ではマスク着用を徹底すること。やむを得ず外す場合も、人との十分な距離(極力2m以上)を確保し、できる限り短時間にするとともに、飛沫飛散しないよう会話の自粛を徹底すること。
- マスクを外した活動を行う場合(授業・部活動等)は、その都度、指導教員が過去2週間の体調確認を行うこと。
- ただし、気温や湿度が高い日など、熱中症等の健康被害が発生するリスクがある場合には、次頁に示す「気温や湿度が高い日におけるマスク着用等について」を参照すること。

マスクを外す機会が多い場面と必要な対応

- 【飲食】：黙食を徹底し、食べている時以外は必ずマスクを着用すること。これを徹底するため、喫食時は教職員が教室に在室すること。
- 【登下校】：公共交通機関利用時は必ずマスクを着用すること。自転車・徒歩の場合も、周辺に他者がいない場合を除き、原則、マスクを着用すること。
- 【体育】：熱中症になるリスクがない活動の場合は、原則、マスクを着用すること。更衣や集合時(体を動かしていない時間)は、必ずマスクを着用すること。(※)
- 【部活動】：熱中症になるリスクがない活動の場合は、原則、マスクを着用すること。更衣やミーティング、ベンチ等での待機時は必ずマスクを着用すること。(※)

(※) 「マスクの着用について」参照

◆ マスクの着用について

学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すべきと考えられます。ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、以下のとおり臨機応変に対応してください。

- 1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。
- 2) 気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。
 - ※ 夏期の気温・湿度や暑さ指数が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。
 - ※ 児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。
- 3) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用しましょう。

※ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
「学校の新しい生活様式Ver. 6」(文部科学省)より

(3) 基本的な感染防止対策の徹底 **継続**

- 「健康チェックカード」による毎日の健康状態の確認、登下校時も含めた居場所の切り替わり等における手指衛生(手指消毒)、教室等の換気、身体的距離の確保、飲食時は会話しない等、基本的な感染防止対策を徹底すること。
- 健康チェックは、休日においても必ず行うとともに、休日に体調不良(発熱等)があった場合は、自宅安静のうえ、登校(出勤)する前に学校へ報告するよう改めて徹底すること。
- 事業者など学校を訪問する者に対する入校時の健康チェックやマスク着用等を徹底すること。

(4) 感染が疑われる場合は登校(出勤)しないことの徹底 **継続**

- 本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者が濃厚接触者となった等、感染が疑われる場合には、以下の表に従った対応を徹底すること。
- 表内の事情による自宅待機は欠席とせず出席停止として取り扱うなど、本人の不利益とならないよう配慮すること。

	状況	児童生徒・教職員
A	本人が濃厚接触者となった	自宅待機（期間：保健所が指定する期間（14日間が目安））
B	本人に発熱等の症状がある（*1）	自宅待機（期間：症状がなくなってから一定期間を経る迄の期間（症状消失後48～72時間が望ましいが医師の指示を得ること））
C	本人がPCR等ウイルス検査を受検することになった（上記A以外の場合）	自宅待機（期間：受検理由により異なる（保健所の指示により受検して陰性であった場合は、保健所から自宅待機継続の要否について指示を得ること））
D	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、当該家族等以外の陽性者の濃厚接触者となった	自宅待機（期間：濃厚接触者となった者のPCR等ウイルス検査の陰性が半明する迄）
E	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者に、発熱等の症状がある（*2）	自宅待機（期間：発熱等の症状がある者の症状がなくなる迄の期間（症状がある者のPCR等ウイルス検査の要否を確認すること））
F	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、PCR等ウイルス検査を受検することになった（上記D以外の場合）（*3）	状況により個別に判断（*3・4）

（*1）「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合は、原則として自宅待機は不要

（*2）「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合、「新型コロナワクチン接種後3日間程度の発熱」は原則として自宅待機は不要

（*3）「手術のためのPCR等ウイルス検査や定期的なPCR等ウイルス検査等の形式的なPCR等ウイルス検査」については原則として自宅待機は不要

（*4）濃厚接触者でなくても、保健所の指示によりPCR等ウイルス検査等を受検する場合は自宅待機、保健所の指示でない場合は、体調に問題がなければ、原則として自宅待機は不要

（5）PCR等ウイルス検査の受検が決定した場合などの学校への連絡の徹底

一部変更

- 休日等も含め、本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者のPCR等ウイルス検査の受検が決定した場合等には、速やかにその旨を学校へ連絡することを徹底すること。

※ 公立高校・特別支援学校は県教育委員会関係課へ速やかに連絡すること。ただし、児童生徒についての連絡で、同居の家族など一定の接触がある者のPCR等ウイルス検査受検が決定した場合は、当該児童生徒に体調不良がある場合のみ連絡することとする。

（6）新型コロナワクチン接種について **継続**

- ワクチンについては、児童生徒及び教職員への接種が始まりつつあるが、接種による発症予防効果は高いものの100%ではないため、接種後も基本的な感染

防止対策を継続すること。

- ワクチン接種後に、発熱症状などの副反応が生じることを想定した対応をとること。ワクチン接種後に、保護者等からの連絡により、体調の不安等から学校や部活動等を欠席する場合には、出席停止や部活動への欠席を認めるなど、児童生徒や保護者の心情に沿った対応をすること。

状況	児童生徒	教職員
ワクチン接種を受ける場合の取扱い	接種の期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等には、校長の判断により、出席停止とすることができる。	接種や往復の移動に係る時間は職専免
接種後に発熱等の風邪症状が出た場合の取扱い	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止とすることができる。(その他の症状があった場合も、状況を聴取したうえで適切に判断)	特別休暇

以降、●印は「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」等の適用期間、
○印は「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」等の適用期間外における内容とする。
◇印は「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」等の適用期間内外に関わらない内容とする。

2 感染リスクの高い活動の回避

(1) 感染リスクの高い教科等活動についての考え方 **一部変更**

- 感染リスクの高い以下の活動は、一時的に停止すること。
- リスクの低い他の活動を組み合わせるなど工夫し、当該活動を短時間とするなどの措置を講じるとともに、状況に応じて、休止を含め、制限を検討すること。
 - ・ 各教科等に共通する活動として、「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・ 家庭等における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - ・ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ・ 美術等における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - ・ 上記の活動以外にも、児童生徒同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触のある活動等

(2) 体育の授業の実施において特に配慮すべき事項 **一部変更**

- 「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(柔道の乱取り、バスケットボールやサッカーにおける防御等1対1の活動等)は、一時的に停止すること。
- 上記の運動は、リスクの低い他の活動を組み合わせるなど工夫し、当該活動を短時間とするなどの措置を講じるとともに、状況に応じて、休止を含め、制限を検討すること。
- ◇ 可能な限り屋外で実施すること。
- ◇ 特に呼気が激しくなる運動を避けること。
- ◇ 運動を行っていない時(着替えや移動時、教員による指導内容の説明、グループでの話し合い、用具の準備や後片付け時など)は、マスクを着用すること。
- ◇ 呼気が激しくならない軽度な運動は、可能な限りマスクを着用すること。
- ◇ 集団で行う活動は避け、可能な限り個人で行う活動とすること。
- ◇ 特定の少人数(2人～3人程度)での活動(球技におけるパスやシュートなど)を実施する際は、十分な距離を空けて実施すること。
- ◇ 水泳の授業を実施する場合は、プール内で密を避けることに加えて、プールに入る前後の感染防止対策(日々の検温や密集する場面を作らないなど)を徹底して実施すること。更衣の際は、マスクを着用し、適宜更衣室の換気を行うとともに、更衣室内の密を避けられない場合は、交替制の導入や別室利用などの対策を講じること。

(3) 合唱、管楽器演奏において特に配慮すべき事項 **一部変更**

- 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏」は、一時的に停止すること。
- 以下に留意した上で、最小限に絞った活動とすること。

<合唱>

- ・ 原則、マスクを着用すること。マスク着用により、息苦しくなるケースでは、十分な距離(最低2m)を確保してマスクを外して行うこと。屋外で、十分な距離(最低2m)を確保して、向き合わずに行う場合は、マスクを着用せずに行うことも考えられる。
- ・ 常時換気を原則とし、近距離での大声を避けること。
- ・ 譜面台や椅子等、多数の人が手を触れる場所は、適宜消毒を行うこと。
- ・ 合唱している児童生徒同士や指導者等、聴いている児童生徒等との間隔は、マス

クを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空けること。

- ・ 立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないこと。

＜管楽器演奏＞

- ・ 管楽器演奏時は、人との十分な距離（2m程度）を確保すること。
- ・ 管楽器演奏時以外は、原則、マスクを着用すること。
- ・ 常時換気を原則とし、近距離での大声を避けること。
- ・ 譜面台や椅子等、多数の人が手を触れる場所は、適宜消毒を行うこと。
- ・ 楽器の交換や共有はしないこと。（打楽器等は、消毒するなどの感染防止対策を徹底すれば可）
- ・ 管楽器の唾抜きは、スワブ（管楽器などの内部を拭くための布）を頻繁に通し、床に垂れないように配慮すること。唾抜き後は、手指衛生を徹底すること。

（4）課外活動の制限 **一部変更**

- 校外学習や遠足、就業体験（インターンシップ）や地域との連携した活動等については、延期又は中止とすること。真に必要と認める場合は、県教育委員会（設置者）と事前に協議をすること。
 - ※ ただし、企業見学や就業体験（インターンシップ）等、児童生徒の進路に直結するもので、日程変更が困難なものについては、直行直帰など感染防止対策を徹底の上、実施可とする。（教育委員会との事前協議は不要）
- 上記活動等については、感染防止対策を徹底して実施すること。特に、就業体験（インターンシップ）や地域との連携した活動等については、受け入れる企業等と感染防止対策について十分に協議・調整し、内容変更の必要性や実施の可否を検討すること。
 - ※ 「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」の適用地域で実施しないこと。
 - ※ なお、上記活動等については、再度の感染拡大等により中止や延期が必要となる場合も想定し、業者等と事前に十分協議・調整しておくこと。
 - ※ 児童生徒と接する者に対しても、過去2週間の「健康チェックカード」の提出などによる確認を依頼すること。
- 修学旅行については、延期又は中止とすること。
- 修学旅行については、感染防止対策を徹底して実施すること。
 - ※ 修学旅行マニュアル（7/9付）に基づき対応すること

- ◇ 集会や発表会等を実施する際は、オンラインを積極的に活用すること。
- ◇ 公共施設等を利用した行事については、真に必要と認める場合は、収容人数など利用施設が示す感染対策を遵守するとともに、参加者を限定するなど、感染防止対策を徹底したうえで、実施すること。

(5) 学校行事における感染予防の徹底 **一部変更**

- 学校行事(体育祭/運動会・文化祭等)及び準備活動は延期又は中止とすること。延期又は中止が困難な場合は、コロナ禍における新しい形の文化祭など、昨年度に引き続き各学校で工夫して実施すること。
 - ※ 従来型の学校行事は実施しない。
- 感染防止対策を徹底して実施すること。コロナ禍における新しい形の文化祭など、工夫して実施し、従来型の学校行事は実施しないこと。

以下の内容は、実施する場合の留意事項

<学校行事全般>

- ・ これまで取り組んできた方法を踏襲するのではなく、実施時間の短縮や項目の精選、参加人数の調整など、学校の実情に応じた形態で実施すること。
- ・ 外部からの参加者についても、最低限に見直すとともに、健康チェックカードに基づく健康状態の確認、手指衛生やマスク着用等の基本的な感染症対策を徹底すること。

<体育祭(運動会)、球技大会等の体育的行事>

- ・ 感染リスクを低減するため、実施内容や方法を工夫するとともに、「2(2)体育の授業の実施において特に配慮すべき事項」に沿って感染症対策を徹底すること。
- ・ 児童生徒等が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、中止又は種目を変更すること。
- ・ 開閉会式での整列、応援、昼食時に参加者が密集しない方策を工夫すること。
- ・ 学校の状況に応じて、来場者の制限や観覧スペースを限定するなど、児童生徒等との接触を避けるよう工夫すること。

<文化祭等の文化的行事>

- ・ 生徒間の身体的距離が確保(最低1m以上)できる人数や十分な換気など、会場の状況に応じた対策を慎重に検討し、いずれの密の発生も回避すること。
- ・ 開催の時期や時間、実施内容や場所、来場者の制限などを慎重に検討し、開催方法を工夫すること。(オンラインを積極的に活用すること)
- ・ ステージ発表を行う場合は、ステージ上の出演者間や観客までの距離を十分確

保（2m以上）し、照明効果を高める目的で暗幕を下すなどの換気効果を妨げることを回避すること。

- ・ 準備期間においては、小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会を極力回避すること。
- ・ 食品販売や会食を伴う活動は、飛沫防止対策が困難なため中止すること。

（6）飲食時の留意事項 **継続**

- ◇ 食事前後の手洗い（手指消毒）を徹底すること。
- ◇ 食事前後は必ずマスクを着用すること。
- ◇ 飲食時は、対面ではない配席とし、会話をしない「黙食」を徹底すること。

3 遠隔授業等の推進

（1）オンライン等による学習支援 **継続**

- ◇ 登校再開後も、学校単位での臨時休業や、学年・学級単位での自宅学習をせざるを得ない状況になる事態が発生することを想定し、オンライン等による学習支援を行える体制を整えておくこと。
- ◇ 濃厚接触者となったこと、あるいはコロナ不安等により登校できない児童生徒が出てくることを想定し、オンライン等による学習支援を行える体制を整えておくこと。

（2）時差登校の実施 **継続**

- ◇ 公共交通機関の利用状況や地域での感染状況に応じて、登校時の密を避ける時差登校について検討、実施すること。

（3）外部模擬試験等への対応 **一部変更**

- 学校内及び公開会場で受験する外部模擬試験等について、高校1、2年生は自宅解答への切り替え等を検討、実施すること。高校3年生についても自宅解答を基本とするが、自宅解答への切り替え等が困難な場合には、感染防止対策について主催者等と十分に協議・調整し、実施すること。
- 外部団体による資格・検定試験等は、延期又は中止。延期又は中止が困難な場合は、主催者等と感染対策について十分に協議・調整し、学校を会場とする場合は、3密を回避するなど感染症対策を徹底すること。
- 学校内及び公開会場で受験する外部模擬試験等や外部団体による資格・検定試験等は、主催者等と感染対策について十分に協議・調整し、感染防止対策を徹底して実施すること。

4 部活動における対応

(1) 練習時間、練習試合等 **一部変更**

- 高校1, 2年生の対面授業再開後は、次につながる大会・コンクール等が2週間以内にある部活動のみ活動可能とすること。
 - ・ 活動時間を平日4日、2時間以内とすること。
 - ・ 土曜日、日曜日の活動については、いずれかの1日、3時間以内とすること。
 - ・ 県内外を問わず、他校との練習試合は実施しないこと。
 - ・ 公式試合以外の活動は、校内施設のみを基本とすること。
 - ・ 合宿等は実施しないこと。
- ※ 県内全体もしくは地区ごとにオンライン学習支援等を実施している期間は、県内全体もしくは当該地区における部活動は停止とする。また、学校全体及び一部の学年がオンライン学習支援等を実施している期間は、部活動は停止とする。
- 感染防止対策に万全を尽くしたうえで、「岐阜県中学校部活動指針」「岐阜県高等学校部活動ガイドライン」に示す週当たりの休養日や1日当たりの活動時間を遵守すること。(週当たり2日以上休養日、少なくとも平日1日・休日1日以上休養日を設定し、平日2時間程度、休日3時間程度の活動)
- 活動にあたっては、「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」等の適用期間で実施できなかった活動内容を回復することを優先した過度な計画とならないよう、「真に必要な時間、内容は何か」という考えのもと、管理職が部顧問と協議し、活動計画を決定すること。
- 対外試合等の実施は、訪問先の感染状況や感染防止対策を十分に確認したうえで、慎重に検討すること。日帰りを基本とし、宿泊を伴うものについては、その必要性が極めて高い場合に限定したうえで、宿泊を伴う修学旅行と同様の対策を講ずること。(いずれの場合も、「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」の適用地域にある学校とは実施しない。)

なお、今後の感染状況に応じて、休止を含め制限することも検討すること。
- 校外での活動の際は、移動時の感染防止対策を徹底するとともに、大会等の主催者や施設管理者等が定める感染防止対策を遵守すること。

(2) 基本的な感染防止対策の徹底 **継続**

- ◇ 活動開始前は手指消毒等の対策を徹底するとともに、必ず過去2週間の「健康チェックカード」で当日の健康状態を確認し、生徒が該当項目に1つでも当てはまる場合は参加させず、直ちに帰宅させること。また、過去2週間で体調不良があり、医療機関受診など必要な対応をとっていない場合も同様とすること。顧問についても同

様の場合には指導に従事せず、直ちに帰宅すること。

- ◇ 公式試合参加の場合は、特に試合前後の期間の健康観察を徹底すること。
- ◇ 卒業生などの外部からの訪問については、延期を依頼すること。やむを得ない場合は、入校時に過去2週間の「健康チェックカード」で健康状態を確認することを徹底すること。
- ◇ マスクを外してよいタイミング（プレー中のみが原則）を指導者・児童生徒とも共通認識し、休憩中、ミーティング中、ベンチ内、更衣室などで常にマスクを着用するとともに、手指衛生の徹底（アルコール手指消毒薬を練習場に必ず持ち込むなど）も行うこと。
- ◇ これらの感染防止対策の基本は、学校外のスポーツクラブ等に所属して活動する児童生徒や保護者、指導者にも共通した方針とするよう周知を図ること。

(3) 練習内容 **一部変更**

- 「2 感染リスクの高い活動の回避」の「(1) 感染リスクの高い教科等活動についての考え方」「(2) 体育の授業の実施において特に配慮すべき事項」の内容を含むものについては、回避すること。
- なお、合唱部や吹奏楽部等の音楽系部活動においては、「2 感染リスクの高い活動(3) 合唱、管楽器演奏において特に配慮すべき事項」の「○ 以下に留意した上で、最小限に絞った活動とすること。」に沿って活動すること。
- 「2 感染リスクの高い活動の回避」の「(1) 感染リスクの高い教科等活動についての考え方」「(2) 体育の授業の実施において特に配慮すべき事項」の内容を含むものについては、他の練習メニューを組み合わせるなど工夫し、当該活動を短時間とするなどの措置を講じるとともに、状況に応じて、休止を含め、制限を検討すること。

(4) 飲食時等の対応 **継続**

- ◇ 活動前後や休憩時は、マスク着用など基本的な感染防止対策を徹底し、活動中も、呼気が激しくならない軽度な運動やミーティングなどで会話を伴う際は、その都度マスクを着用すること。
- ◇ 休憩などで飲食する場合には、特に感染防止対策を徹底すること。加えて、部活動終了後の、生徒同士による食事等はしないよう指導を徹底すること。

(5) 部室の利用 **継続**

- ◇ 部室を利用する際は、マスクを着用し、更衣のみの使用に限定し、短時間に済ませるとともに、多人数で部屋を利用しないこと。

5 家庭と連携した学校外の日常生活における感染防止対策の徹底 **一部変更**

- 県外はもとより、県内であっても不要不急の外出は自粛すること。
- 県外、特に「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」の適用地域への不要不急の外出は自粛すること。
- ◇ すぐメールや保護者宛文書等のあらゆる機会・手段を通して、家族ぐるみで感染防止対策の徹底を依頼すること。
- ◇ 日常生活における基本的な感染防止対策（3密回避・マスク着用・手指消毒（十分な手洗い）等）を徹底すること。
- ◇ カラオケや屋外（自宅庭等も含む）でのバーベキュー、同居家族以外の会食等の回避を徹底すること。
- ◇ 特に心配な症状（高熱、味や臭いを感じない）がある場合は、速やかにその旨を学校へ連絡するとともに、医療機関を受診すること。
- ◇ ワクチン接種による予防効果は高いが100%ではないため、ワクチンを接種した方も基本的な感染防止対策を継続すること。

6 寮・寄宿舎での感染防止の徹底

(1) 寮等の室内での感染防止対策 **継続**

- ◇ 一人一室を原則、難しい場合には居室の感染防止対策を徹底すること。
- ◇ 居室利用者以外の者を入室させないことを徹底すること。
- ◇ よく手を触れる箇所にはできる限りアルコール手指消毒薬を設置するとともに、ボトル設置箇所には必ず使用を促す目立つ掲示を行うこと。
- ◇ よく手を触れる箇所の1日1回以上の定期的消毒を徹底すること。
- ◇ 「健康チェックカード」で健康状態の確認を徹底すること。

(2) 共用スペース（食堂や浴室等） **継続**

- ◇ 食堂や浴室等での感染防止対策を徹底すること。
- ◇ 共用スペースの分散利用を徹底すること。
- ◇ 脱衣室や洗濯機など、共用機器の定期的な消毒を徹底すること。
- ◇ 特に、食堂での配席間隔の確保、時間差での飲食、対面での飲食や会話回避を徹底すること。
- ◇ 食事をしないときに、食堂で談話しないことを徹底すること。

